

条例の点検・見直しシート

| | | 作 成 年 月 日 | 平成24年6月29日 |
|---------|---|-----------|---|
| 条例の題名 | 警察職員の救慰に関する条例 | 公 布 日 | 昭和30年12月21日 |
| 条 例 番 号 | 昭和30年三重県条例第57号 | 直 近 改 正 日 | 平成18年10月24日 |
| 所管部局課 | 警察本部警務部監察課 | 電 話 番 号 | 059-222-0110(2873) |
| 条例の概要 | 警察職員が危害を加えられ、又は災害を被ることを予断できるにもかかわらず、これを顧みることなく職務を遂行したことに基づいて、危害又は災害を受け、そのため障害の状態となり、又は死亡したときに支給する救慰金及び障害の程度に至らないときに支給する見舞金に関し、必要な事項を定めるものである。 | 条例の 類型 | 法執行型 誘導型 |
| 視点 | 項 目 | 回 答 | 検 討 内 容 |
| 必要性 | 条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。 | はい | 凶悪事件が後を絶たず、大規模災害の発生が危惧される情勢にあって、警察職員が職務上、危害又は災害を被る蓋然性は依然として高く、妥当性を有する。 |
| | 条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。 | はい | 警察職員が受けた被害を救済するとともに、平素の士気高揚を図るための制度であり、公的関与が必要である。 |
| | 条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。 | はい | 条例の規定に基づいて事務を行っている。 |
| | 規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。 | 該当なし | |
| | 条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。 | はい | 県費支出を伴うものであることから、議会の議決を経ての制定が妥当であると考える。 |
| 適法性 | 根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。 | 該当なし | |
| | 憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。 | はい | |
| | 条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。 | はい | |
| 有効性 | 条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。 | はい | 条例の目的である救慰金及び見舞金の給付手続等を定めることを、各条で定める手段により実現しており、整合性は図られている。 |
| | 条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。 | はい | 行政運営2（職員の意欲や能力の向上）に整合する。 |
| | 条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。 | はい | 効果を疑問視する評価を受けたことはない。 |
| | 条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。 | はい | 警察表彰規則に準じ、必要な事項を条例で定めているものであり、廃止されれば救慰金等の支払いに支障が生じる。 |
| 効率性 | 条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。 | はい | |
| | 条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。 | いいえ | 救慰金の制度は、警察表彰規則に基づく賞じゅつ金制度と相まって補償されるものであり、当該賞じゅつ金の最高支給額が9,000万円とされているところ、同様に危険な業務を遂行する消防隊員には、国及び地方公共団体からの最高支給総額が9,000万円であることとの均衡を考慮する必要がある。（本県の条例の最高額と合算すると7,200万円） また、各都道府県において救慰条例等の規程を定めているが、警察法第60条の援助要求を受けた部隊等が、派遣先で大規模な危害、災害を被った場合に都道府県間で支給金額に差違があると警察職員の士気に影響を与えかねないことから、条例に定める救慰金の額を見直す必要がある。 |
| | 関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。 | はい | 地方公務員災害補償法に規定する地方公務員災害補償制度とは制定趣旨が異なることから、重複はない。 |

| | | | | | |
|----------|---|-----------------------------------|--|--------------|---------------|
| 公平性 | 条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。 | はい | | | |
| | 条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。 | いいえ | 対象者は、危害等を顧みることなく職務を遂行したことにより障害の状態となり、又は死亡した警察職員とその遺族に限られるが、このような場合には公的な救済手段が必要である。 | | |
| | 条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。 | はい | | | |
| その他 | 条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。 | 該当なし | | | |
| | 市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。 | はい | | | |
| 点検・見直し結果 | | 理 由 | 特 記 事 項 | 見直しに関する規定の有無 | 有効期限に関する規定の有無 |
| | 改正を検討する。 | 効率性に記載したとおり、救慰金の額の改正が必要であると考えたため。 | | 無 | 無 |